

AGF 空気圧縮機定期点検

仕様書

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

1 件 名

AGF 空気圧縮機定期点検

2 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗原子力工学研究所内照射燃料試験施設（以下「AGF」という。）、に設置されている空気圧縮機の定期点検を実施するために、当該業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

本作業を実施するに当たり、受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
照射燃料試験施設 (AGF)

4 納期

令和 8 年 2 月 27 日

5 作業内容

5.1 対象設備・機器等

(1) 空気圧縮機

名 称	メーカ	型式
No. 1 空気圧縮機	IHI	GP15BSA5-20DV
No. 2 空気圧縮機	IHI	GP15BSA5-20DV

5.2 作業範囲及び項目

- (1) AGF 空気圧縮機定期点検 ----- 1 式
(2) 提出書類 ----- 1 式

5.3 作業内容

(1) 点検及び清掃（対象部品を下記に記載する）

- ・吸込フィルタ（点検）
- ・水フィルタ（点検）
- ・インレットバルブ（点検・清掃）
- ・ミニマムプレッシャバルブ（点検・清掃）
- ・安全弁（点検）
- ・オートドレントラップ（点検）
- ・チューブ・継手類（点検）
- ・循環水（点検）
- ・レベルゲージ（点検）
- ・ストレーナ（点検・清掃）
- ・レベルスイッチ（点検・清掃）
- ・ウォータークーラ：（点検・清掃）

- ・エアエンド（点検・清掃）
- ・グリース：圧縮機本体（補給・清掃）
- ・プーリ（点検・清掃）
- ・ベルト（点検）
- ・主モータ（点検）
- ・ファンモータ：空冷（点検）
- ・ファン（点検・清掃）
- ・インバータ本体（点検・清掃）
- ・始動器盤（点検）
- ・圧力センサ（点検）
- ・温度センサ（点検）
- ・チェックバルブ（点検）
- ・逆止弁（点検）
- ・電磁弁（点検・清掃）
- ・ドライヤコンプレッサ（点検）
- ・ドライヤファンモータ（点検）
- ・ドライヤコンデンサ（点検）
- ・ダストフィルタ（清掃）

(2) 部品交換

- ・フィルタエレメント ASSY（CB0608003）：2 本
- ・水フィルタエレメント（CB0640003）：2 本
- ・O リング（JC816065）：2 本
- ・O リング（JC811011）：2 本
- ・清掃口カバーゴム（CB0603060）：2 枚
- ・グリースカバーゴム（CB0603052）：2 枚
- ・ドライヤ用オートドレントラップ（CX434810）：2 台
- ・MPV 用 O リング（JC821007）：2 枚
- ・MPV 用バルブスプリング（CB0612014）：2 本
- ・MPV 用バルブ ASSY（CB0612013）：2 本
- ・インレット O リング（JC821014）：2 個
- ・インレット O リング（JC821006）：2 個
- ・インレット O リング（JC821008）：2 個
- ・インレットチェックバルブ（CX981254）：2 個
- ・制御用チェックバルブ（CX981254）：4 個
- ・水ストレーナパッキン（CB0699006）：2 個
- ・ウォータークーラ（CB0620103）：2 個
- ・サーモセンサー（CX981170）：2 個
- ・電磁弁【HSV】（CB0634039）：2 個
- ・ラインフィルタエレメント（ELS400）：2 個
- ・ラインフィルタエレメント（EMS400）：2 個
- ・インバータ冷却ファン（9GA0824P1H61）：4 個※支給物品
- ・その他：1 式

- (3) 電動機点検
 - ・絶縁抵抗測定
 - ・電線損傷点検
 - ・ベアリング音点検

- (4) 試運転調整
 - ・電圧、電流値測定
 - ・振動、異音点検
 - ・各所温度、吐出圧点検

6 試験・検査

- (1) 提出書類検査：本仕様書に定める書類を提出し、内容に不備がないこと。
- (2) 技術検査：作業要領書に従い、5.3 に示す作業が適正に遂行され且つ完了したことを確認する。

7 作業に必要な資格等

- (1) 現場責任者認定証

8 支給物品および貸与品

- (1) インバータ用冷却ファン（9GA0824P1H61）：4 個
- (2) 電気 AC100V（事前に原子力機構の了承を得ること。）
- (3) 水（事前に原子力機構の了承を得ること。）
- (4) その他、原子力機構との協議に基づくもの

9 提出書類

	書 類	提出時期	部数	備 考
1	作業関連書類一式*	作業開始 2 週間前迄に	各 1	
2	作業要領書	作業開始 2 週間前迄に	3	確認後 1 部返却
3	試験・検査要領書	作業開始 2 週間前迄に	3	確認後 1 部返却
4	作業日報	作業日翌日	1	
5	K Y 実施記録	作業日翌日	1	
6	作業報告書	検収迄に	2	
7	試験・検査報告書	検収迄に	2	
8	委任又は下請負届	作業開始 2 週間前迄に	1	下請がある場合
9	議事録	打合せ後直ちに	1	

*作業関連書類一式

作業着手届、作業員名簿、作業体制表、作業工程表、一般安全チェックリスト、リスクアセスメントシート

（提出場所）日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 燃料試験課

10 検収条件

「6 試験・検査」の合格、「9 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

11 検査員及び監督員

検査員：一般検査 管財担当課長

監督員：燃料材料開発部 燃料試験課長、燃料試験課員

12 適用法規・規程等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 日本産業規格（JIS）
- (3) 建築基準法及び諸規格
- (4) 電気設備技術基準
- (5) その他関連法規、規格及び条例

13 特記事項

- (1) 受注者は、当該作業の安全を確保するため、原子力機構が定める「安全管理仕様書」及び「作業の安全管理要領」を遵守すること。
- (2) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (3) 当該作業にあたっては、原子力機構の勤務時間内に実施すること。但し、勤務時間外の作業については、緊急を要し原子力機構が承諾した場合に所定の手続きを行ったうえで実施すること。（原則 8：30～17：00）
- (4) 原子力機構が定める環境配慮管理規則に従い、一般廃棄物の削減・分別に努めること。
- (5) 作業で生じた残材及び廃材は、原則受注者が持ち帰ること。特に産業廃棄物については受注者の責任において正当な方法で処分すること。
- (6) 受注者は、大洗原子力工学研究所内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排ガスの低減に努めること。
- (7) 大洗原子力工学研究所及び AGF に入域する際には、公的機関が証明する顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど）が必要となるため、作業期間中は、身分証明書を携帯すること。
- (8) 原子力機構の構内への入退域及び物品、車両等の搬出入にあたっては、原子力機構所定の手続きを遵守すること。
- (9) 本件作業員は、作業担当課による、大洗原子力工学研究所で定める安全作業ハンドブックを用いた教育を事前に受講すること。
- (10) 一般安全チェックリスト及びリスクアセスメントシートを作成する際は、実際に作業現場を確認し、潜在的なリスクを抽出してから作成すること。
- (11) 点検、点検に使用する測定機器、試験装置等は定められた期間ごと又は使用前に校正されたものを使用すること。また、作業報告書提出時に併せて試験成績表（トレサビリティ証明書等）を提出すること。

14 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の

基準を満たしたものであること。

15 機密保持

受注者は、本件の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請け会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

16 協議

本仕様書の記載事項及び本仕様書に記載されていない事項について、疑義が生じた場合は、JAEA 担当者と協議すること。また、その結果については、請負側において議事録を作成し、JAEA 側と請負側の双方で内容を確認すること。

17 作業者の条件等

- (1) 作業者を、原子力機構が定める「作業責任者制度」に基づく「現場責任者」又は「現場分任責任者」に就かせる場合は、作業責任者制度に基づく資格を有していること。なお、有していない場合は、作業着手日までに取得すること。
- (2) 受注者は、当該作業の十分な知識及び技能を有し、熟練した者を配置させること。また、資格を必要とする作業については、有資格者を従事させること。

18 下請け管理

- (1) 受注者が一部を外注する場合は、作業の品質に関する要求事項が外注者の外注先まで確実に要求・適用されること。
- (2) 受注者は、全ての下請け業者に契約要求事項を十分周知徹底させること。また、下請け業者の作業内容を把握し、作業および点検の質、工程管理をはじめとしてあらゆる点において下請け業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

以 上